

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

使命 私たちは、子どもたちを守ります。
遵守 私たちは、法令を遵守します。
公正 私たちは、不祥事を許しません。
公開 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画
 ～私たち、教育公務員として法令を遵守し、
 高い倫理観と使命感を持って職務遂行・生活をします～

北広島町立八重東小学校 校長 佐々木昭典

【コンプライアンス宣言】(重点内容)

- 体罰、わいせつ・セクハラの行為をしません。
- 交通3悪(飲酒運転・速度超過・不注意運転)はしません。
- 個人情報の管理を徹底します。

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立・組織文化の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が当事者意識を持てるように、多様な事案・方法を盛り込んだ取組・研修が行えるようにする。 【本校で重視していること】 ◆体罰、わいせつセクハラ等の防止 ◆自動車の安全運転(道交法の遵守・事故時の迅速対応 等) ◆個人情報の適正な管理 ※ 教職員の意識調査・ヒヤリハット事例を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の方法や内容等を見直し、ロールプレイなど体験的な研修を取り入れ研修効果が実感できるようにし、教職員の当事者意識を高める。 ○服務規律の確保が図られるように、日常的に、注意喚起したり自分の行動を振り返ったりできるようにする。 ○体罰・セクハラ等の防止に係る研修の充実と電子データ・紙媒体等の個人情報の管理徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期1回の教職員面談をして、個人・職場全体の状況を把握し個別指導をする。チェックリストによる自己評価を学期1回する。 ○決意表明(教育の原点)とコンプライアンス宣言を全教職員で行い、内容をカード化したものを名札に入れて携帯したり、乗用車の中に掲示したりする。 ○体罰・セクハラ・パワハラ防止に係る研修を毎学期実施するとともに、個人情報の持ち出し簿によるチェック・整理整頓を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎学期、アンケート調査や、面談時の研修等のあり方についての聞き取りを行い、研修方法や内容等を改善する。 ○年間を通した計画的な振り返り、学期1回のチェックリストを活用した意識・状況調査を行い規範意識の向上を把握する。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○トップダウンではなく、ボトムアップによる不祥事防止の取組ができるようになってきた。当事者意識をより高く持てるような研修方法・取組の工夫が必要である。 ○不祥事防止対策委員会が、出張・諸行事等で委員がそろわず計画的・予定通りにできない現状がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止対策委員会の場で、全教職員が当事者意識の持てる取組・研修になるよう協議する。 ○体罰・セクハラを明記した、児童・保護者・教職員アンケートを実施する。 ○委員会の開催日について、中・長期的な展望を持って、細やかで丁寧な設定をし、月に1回開催する。 ○取組の焦点化・重点化を図り、効率的な学校運営をすることで教職員の負担感を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員が取組・研修内容の企画・運営に関わるように担当者を決める。悩みを話し合う場を設定し、ヒヤリハットの事例等を盛り込んだ実態に合った研修等を充実させる。 ○学期1回、体罰・セクハラを明記した、児童・保護者・教職員アンケートを実施する。 ○月中行事の計画を立てる際に、月に1回開催の委員会期日・時刻等について詳細に計画を立て、優先的に開催するようにする。 ○働き方改革を意識して、業務改善・校務分掌の見直し等を日常的に行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月の不祥事防止対策委員会で、状況を把握する。 ○アンケート結果について結果分析の記録を残す。 ○学期1回、学校運営・校務分掌に係る取組・進捗状況について振り返り、改善を図る。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○体罰・セクハラ相談窓口と相談日(毎月第3火曜日)の周知と利用の呼びかけは、年間を通して計画的にできているが、児童・保護者が実際に利用しやすいような工夫をさらにしていく必要がある。児童が、「悩みボックス」の活用をしやすいように工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談する内容・方法・場所について、分かりやすく児童・保護者へ周知する。 ○相談日以外の日にも、児童・保護者が相談をしやすいように、相談の機会を積極的に設ける。 ○相談日の日には、相談を受ける教職員や場所を決めたりし、児童・保護者が相談しやすいようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回、相談の内容・方法等について、学校だより・児童への説明等により、周知を図る。 ○体罰・セクハラの実例・相談先(担当の先生・電話連絡先)を記載したポスターを、児童が教育活動を行う全ての場所に掲示する。 ○学校・PTA行事等において、保護者の相談に対応する場を設ける。 ○スクールカウンセラーを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談日の記録、相談内容について、記録簿を作成して記録する。 ○年間を通して計画的に不祥事防止対策委員会を開催し、状況を把握する。